（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の地鶏肉の日本農林規格により格付の表示が付された地鶏肉については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月二十日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十七年八月二十一日農林水産省告示第二千八号（ハンバーガーパティの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千十一号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月二十日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月二十日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字富士裏一四八〇の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第九百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宇波西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県三方上中郡若狭町気山	一号及び二号
三一〇号屯林谷	十三号から十五号まで及び三十四号
七番七	十二号及び三十五号
一番一	四十一号及び四十二号
二番	三号から五号まで、四十三号及び四十四号
五番四	十六号、十七号及び三十三号
七番五	十八号、十九号及び三十二号
一七番	三十九号及び四十号
一七番地先河川敷	三十八号
九番一	十号、十一号及び三十七号
九番三	十二号及び十三号
五番一	二十一号及び二十四号
五四番二	二十六号
五四番五	二十五号
七四番	二十七号及び二十八号
一〇番二地先河川敷	二十九号
一二番一	三十号
一二番三	三十一号
七番一	四十七号
七番一地先河川敷	四十五号及び四十六号
七番三	
七番三地先河川敷	
一番一地先河川敷	
四番一	

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県小浜市大谷	
六号木戸ケ谷　七番四	
七番二	
七番二地先河川敷	
二番一	
二番二	
二番三	
二番三地先河川敷	
三番一	
五番三	
七八号前谷　二番	

○国土交通省告示第九百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和三十四年建設省告示第二千二十八号で指定した宇波西川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

福井県三方上中郡若狭町気山	
二四三号紫女原　一六番一	一号
二五二号陽白良喜　七番一	二号
二六五号水分　二一番一	四号
三一〇号屯林谷　一〇番一	三号

二　昭和四十年建設省告示第二千九十八号で指定した大谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

福井県小浜市大谷	
五号ノト畑　四番五	一号
四号上浦土　二番一	四号
六号木戸ケ谷　八番	三号
七八号前谷　二番	二号